

「別府総合庁舎建替事業」要求水準書(案)に関する質問及び回答(令和4年8月3日公表)

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
1	1	I	第1	3	(2)			防災機能が充実した施設	・災害時の一時避難場所等は、総合庁舎・民間収益事業の双方に求められますでしょうか？	災害時、総合庁舎は現地の対策会議の実施スペースや災害時体制の職員の執務スペース等となります。民間収益事業を実施する事業者には、鶴見岳・伽藍岳火山避難計画に基づく一次集合場所(周辺住民が避難所に移動するまでの集合場所)や災害時に参集する関係機関の車両の駐留場所として、屋外の駐車場等の空きスペースを県に提供する等、可能な限り協力いただきたいと考えています。
2	1	I	第1	3	(2)			防災機能が充実した施設	周辺住民の一時避難場所として利用するとありますが、一時避難とは何日間程度を想定されているのでしょうか。また、避難対応に伴う業務費は別途、県よりいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	災害の規模等によるが、避難所は市町村に設置されるため、避難所に移動する前の一次集合場所として活用する予定であり、住民の避難生活の拠点となるような長期間は想定していません。民間収益事業を実施する事業者には、鶴見岳・伽藍岳火山避難計画に基づく一次集合場所(周辺住民が避難所に移動するまでの集合場所)や災害時に参集する関係機関の車両の駐留場所として、屋外の駐車場等の空きスペースを県に提供する等、可能な限り協力いただきたいと考えています。その場合、民間収益事業の駐車場等の空きスペースを県に提供した場合、県が占有した期間に応じて、県は借地料の返還・減額等を行う予定です。
3	2	I	第2	1				施設概要	特定の日で大勢の来庁者が集中する諸室等があれば具体的にどこの諸室に来庁者が集中のか。また、特定の日とはどのようなものかをご教示ください。	来庁者が集中する具体的な日はありませんが、30～40名程度が出席する会議や説明会などを会議室において実施することがあります。
4	2	I	第2	1				施設概要	各入居機関において、当直業務はないという理解でよろしいでしょうか。	災害時等は、所属によっては当直業務があります。
5	2	I	第2	1				施設概要	(1)～(4)の各入居機関の年間来庁者数(過去3年間分)を余剰地活用の検討のため、ご教示ください。	年間来庁者数のデータはありません。
6	2	I	第2	1	(2)			東部保健所	・保健所では感染症検査等が行われますが、民間収益事業においては、設計上・運営上の特別な感染症対策を講じる必要がありますでしょうか？	特別な感染症対策は不要です。ただし、東部保健所については来庁者によっては、プライバシー保護のため、総合庁舎までのアプローチ等配慮が必要となります。詳細は、入札公告とあわせて公表します。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
7	4	I	第2	3				事業期間(予定)	・事業期間の延長、あるいは当初からの拡大設定は可能でしょうか？(居住施設を想定した場合、借地して、建物投資して、20年で改修して、解体することが困難かと思いましたが質問させていただきました)	大分県県有財産規則第25条1項2号(ただし書きを除く)のとおり、建物の所有を目的とした場合は30年を上限とします。
8	6	II	第1	1	(2)			計画地現況	施設整備期間中も路線バスは敷地内に乗り入れる予定でしょうか。乗り入れる場合、バス停の位置変更や対応については県にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	路線バスに関する事項は、事業者がバス会社と調整することとします。
9	6	II	第1	1	(2)			計画地現況	路線バスの乗り入れ経路をご教示ください。	乗り入れ経路については、別紙1(現地見学会に配付した資料と同様のもの)をご参照ください。
10	6	II	第1	1	(2)			計画地現況	ロータリーの確保は現状のままを想定されているでしょうか。	現状のままでも良いです。
11	6	II	第1	1	(2)			計画地現況	事業期間中においても路線バスは敷地内に乗り入れる予定とのことですが、敷地内の路線ルートをお示しいただけますでしょうか。	No.9の回答をご参照ください。
12	7	II	第1	1	(3)			計画地概要	・ハザードマップでは、春木川に接する敷地南側一帯が「土石流危険渓流」に指定されているようですが、どの程度の危険内容でしょうか？またこれに対する土木的な対応が必要でしょうか？	土石流危険渓流箇所は、土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領(案)(平成11年4月、建設省河川局砂防部)にもとづき調査した箇所です。ただし、事業敷地は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域には指定されていないため、特別な対応は不要と考えます。ただし、春木川は砂防法第2条に基づく砂防指定地となっているため、事業敷地の一部は「建築物その他の工作物の新築、改築又は除去」等の行為の制限区域となります。こうした行為を行う場合、砂防指定地内行為許可申請等が必要となる場合があります。詳細は県ホームページ(https://www.pref.oita.jp/soshiki/17400/tetuduki.html)をご確認ください。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
13	8	II	第1	1	(7)			既存施設	既存施設について、杭はありますでしょうか。ある場合は、建物解体後、既存杭を土中に残置することは可能でしょうか。	既存図面等においては、杭はありません。既存杭があった場合は、原則撤去するものとし、状況に応じて県と協議して方針を定めるものとします。
14	8	II	第1	2	(2)			解体範囲	解体範囲は、地中埋設物も含め、全て撤去することを原則とする。と記載ありますが、提案書提出時点で予見できない地中障害物が解体業務中に発生した場合、その費用は県にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、既存建物杭に関しても、その他施設、施工計画支障のない場合は残置しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、予見できない地中障害物が発生した場合は、県が負担することとします。後段については、原則撤去するものとし、状況に応じて県と協議して方針を定めるものとします。
15	8	II	第1	2	(2)			解体範囲	解体業務の範囲は、本項に記載されている範囲のみで、それ以外の解体や撤去が発生した場合の費用は県にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	解体業務の範囲は、敷地A及びBの範囲であり、それ以外の解体や撤去が発生するものの想定がありません。提案によって、敷地A及びB以外の範囲で解体や撤去を行う場合は、事業者が負担するものと考えます。
16	8	II	第1	2	(4)			その他	事業範囲外であっても工事に伴い現状復旧を要する等、事業に係る箇所は本事業範囲に含むものとする。とありますが、この事業範囲に含める考え方は、あくまでも設計・建設期間中のみであり、維持管理期間中に関しては、事業範囲外となる。という理解でよろしいでしょうか。	維持管理期間中においても、建築物等の修繕工事等を実施することもあることから、そうした工事より現状復旧等を要することがあれば、事業範囲外でも事業範囲に含まれます。
17	9	II	第1	2	(5)			整備対象面積	スケールの入った敷地現況測量図等をご提示いただけますでしょうか。(いただいた資料を元に数値をあたりましたが、道路幅をあわせると面積と整合が取れませんでした。)	ありません。
18	9	II	第1	3		ア		所要面積 庁舎施設 車庫	庁舎施設に含まれる屋根付き車庫の駐車台数はどの程度を想定していますか。	20台以上(大型車2台を含む)を想定しています。
19	9	II	第1	3		ア		所要面積 庁舎施設 共用部	庁舎内は敷地を含めて全面禁煙とし、喫煙コーナー等は設けないという理解でよろしいでしょうか。	設けない予定です。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
20	9	II	第1	3		ア		所要面積 屋外駐車場	バイクや自転車などの二輪車用駐輪場は整備が必要でしょうか。必要な場合、想定されている想定駐輪台数や必要寸法などをご教示ください。	駐輪場の整備は必要です。台数等については、入札公告とあわせて公表します。
21	9	II	第1	3		ア		所要面積 屋外駐車場	屋外駐車場は、新庁舎整備後も無料でしょうか。	無料です。
22	10	II	第2	1				設計業務	新庁舎施設と民間収益施設それぞれの用地には分割境界線を設定することとありますが、用地の区分方法は事業者の提案が良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	10	II	第2	2				設計実施体制	基本設計業務、実施設計業務、解体設計業務それぞれの管理技術者、照査技術者、担当技術者は、全ての設計業務を兼務することは可能でしょうか。	兼務可能です。
24	12	II	第2	4	(1)	ア		現況測量調査	「その周辺」の具体的な範囲は想定されていますか。	計画上必要な範囲とします。(例を挙げるなら、境界沿いのレベル、擁壁、側溝、隣地建物位置、道路構造物、インフラ構造物などは最低限必要と考えます。)
25	13	II	第2	4	(1)	オ		既存施設汚染物質調査(アスベスト等)	アスベスト等の含有調査について含有の状況によっては解体費用が変動するので提案の金額に影響します。提案までのどの段階で調査の実施が可能でしょうか。またその調査費用はどのような扱いになりますか。	アスベスト等の含有調査に係る費用は事業者の負担とし、提案時の価格に含みます。含有調査の結果については、アスベスト等は含まれていないものと想定し、解体費用等を算出してください。実際の含有調査結果により、アスベスト等の適切な処理・処分が必要となった場合は、それに係る解体工事費用及び廃棄物等処理費用は県が負担します。
26	13	II	第2	4	(1)	オ		既存施設汚染物質調査(アスベスト等)	汚染物質(アスベスト等)は調査をしないと提案時には、金額の想定ができませんので、事業者決定後のちの調査で発見された場合の処分費用は別途請求できるのでしょうか。	No.25の回答をご参照ください。
27	13	II	第2	4	(1)	オ		既存施設汚染物質調査(アスベスト等)	貴県にて、事業費算出のため既存施設汚染物質の量や調査費、撤去費等検討されているとお見受けいたします。参考までに、想定されている各種数量、金額をご教示ください。	No.25の回答をご参照ください。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
28	13	II	第2	4	(1)	オ		既存施設汚染物質調査(アスベスト等)	汚染物質(アスベスト等)の処分について、市が事前に調査した資料などはありますでしょうか。	県から別府市に対して処分についての調査等の依頼は実施していません。また、県は汚染物質(アスベスト等)含有調査を実施していません。
29	13	II	第2	4	(1)	オ		既存施設汚染物質調査(アスベスト等)	既存施設のアスベスト含有調査について、解体時のアスベスト含有調査では解体費用が変動し、提案金額に影響があります。調査時期や調査費用の問題もあるため、管理者において事前調査することはできないのでしょうか。できない場合、調査時期及び調査費用はどのようにご対応いただく予定かご教示ください。	県では、含有調査について事前調査は予定していません。調査の時期は、解体工事までの期間とします。含有調査費用については事業者が負担します。(提案時には、調査の結果、アスベスト等は含まれていないものとして価格を設定してください。)調査の結果、アスベスト等の適切な処理・処分が必要となった場合、それに係る解体工事費用及び廃棄物等処理費用は県が負担します。
30	13	II	第2	4	(1)	オ		既存施設汚染物質調査(アスベスト等)	既存施設汚染物質調査(アスベスト等)について、当該汚染物質の除去費用は本事業費に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	調査結果により、汚染物質(アスベスト等)の適切な処理・処分が必要となった場合は、それに係る解体工事費用及び廃棄物等処理費用は県が負担します。
31	13	II	第2	4	(1)	カ		既存家具・什器備品調査	調査のうえ継続使用することとなった家具・什器備品の新庁舎への移設費用は、本事業費に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	本事業に含みます。
32	13	II	第2	4	(1)	カ		既存家具・什器備品調査	調査のうえ継続使用しないこととなった家具・什器備品の処分費用は、本事業費に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	本事業に含みます。
33	14	II	第2	4	(3)	ア		解体設計業務 業務内容	解体設計のためにスケールの明示された既設建物の図面を提示いただけますでしょうか。	既存図面については、県で所有するものは入札公告とあわせて公表します。
34	15	II	第3	2				工事監理実施体制	工事監理業務にて配置する技術者は、スポット管理での対応でよろしいでしょうか。	工事監理業務とは、建築基準法第5条の6第4項に規定するものです。工事監理者に関する業務を記載しています。法の趣旨を鑑み、技術者を選定してください。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
35	15	II	第3	2				工事監理実施体制	B)の配置予定技術者の実績保有の要件について、上記前項の法人としての参加資格要件を満たしたとして、配置技術者に同様の実績を求められた場合、本件事業の建設業務の着手が約2年後と想定してその時期の配置予定技術者を現時点で特定することが困難なので、要件の緩和、もしくは削除を検討頂けないでしょうか。	設計業務、工事監理業務、建設業務の配置予定技術者の要件にある実績保有の要件は削除します。削除する要件は以下のとおりです。 ・P.10,第2 2 設計実施体制 基本設計業務の配置予定技術者の要件 A)「平成24年4月1日以降に請け負った延べ床面積3,000㎡以上の庁舎または事務所の実施設計業務に携わり、その工事が令和4年3月31日までに履行された実績を有すること。」 ・P.16,第3 2 工事監理実施体制 工事監理業務の配置技術者の要件「C)平成24年4月1日以降に請け負った延べ床面積3,000㎡以上の庁舎または事務所の工事監理業務に携わり、その工事が令和4年3月31日までに履行された実績を有すること。」 ・P.18,第4 2 建設実施体制 建設業務の配置予定技術者の要件「B)平成24年4月1日以降に延べ面積3,000㎡以上の庁舎又は事務所について元請として請け負った者の技術者として施工監理した経験(監理技術者又は主任技術者の経験に限る。)を有し、その工事が令和4年3月31日までに履行された実績を有すること(構成員の技術者としての経験は、当該構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。」
36	19	III	第1	1	(1)			目的	要求水準書の他に「建築保全業務共通仕様書」…等に準拠するものとありますが、これは「建築保全業務共通仕様書」等を参考にした上で、本施設に適していると事業者が判断した点検内容や頻度で業務を実施できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	19	III	第1	1	(2)			業務全般について区分	庁舎の維持管理について実施すべき内容は記載の通りとお見受けできますが、管理費用算出の参考資料として、現在実施している各種点検業務の仕様及び委託金額をご教示ください。	本事業においては、参考資料として提供する予定はありません。
38	21	III	第1	2				保全計画書	1行目に「事業者は、設計業務の担当者は」とありますが、「事業者は、」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	22	III	第1	7	(1)			業務責任者	維持管理業務統括責任者及び業務責任者について、常駐・非常駐は提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
40	22	Ⅲ	第1	7	(1)			業務責任者	維持管理業務統括責任者、業務責任者及び業務担当者は兼務可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	23	Ⅲ	第1	10	(1)			消耗品等の負担	会議室に設置するワイヤレスマイク等の電池等は直接事業者の業務に関する消耗品ではありませんので、このような消耗品については事業者の負担外と言う理解で宜しいでしょうか。	県の負担とします。
42	23	Ⅲ	第1	10	(1)			消耗品等の負担	傘袋などの消耗品についてもトイレトペーパー等と同様に県の負担との理解で良いでしょうか。	県では庁舎管理(運営)において、傘袋は設置していません。別府総合庁舎においても同様に今後も設置を予定していません。
43	23	Ⅲ	第1	10	(1)			消耗品等の負担	衛生消耗品には、手指消毒用のアルコール、ゴミ袋、傘袋なども含まれているという理解でよろしいでしょうか。	手指消毒用のアルコール及びゴミ袋は衛生消耗品に含みます。傘袋については、No.42の回答をご参照ください。
44	23	Ⅲ	第1	10	(2)			光熱水費の負担	敷地内に設置する外灯(フットライト含む)については全て県の負担との理解で良いでしょうか。	民間収益事業の敷地内(貸付部分)は、県の負担外とします。
45	23	Ⅲ	第1	10	(2)			光熱水費の負担	維持管理スタッフを現地に常駐させる提案とし、新しく整備する庁舎内に管理事務所を設ける場合、その管理事務所の使用料やそこで使用する光熱水費は無償という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	23	Ⅲ	第1	10	(2)			光熱水費の負担	工事期間における光熱水費の支払いは、予め設置した子メーター等により算出した使用料を県に支払うという理解でよろしいでしょうか。その場合の支払時期は別途協議という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	23	Ⅲ	第1	10	(2)			光熱水費の負担	余剰地活用事業に係る光熱水費の契約は、事業を実施する独立採算事業者が直接契約するのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
48	23	Ⅲ	第1	10	(3)			再委託	「構成員及び協力会社」の定義をご教示ください。	協力企業については想定していないため、P.23、10(3)に記載する「及び協力会社」は削除します。
49	23	Ⅲ	第1	10	(3)			再委託	事前に県の承諾を得た場合を除き維持管理業務の全部を委託してはならない。とありますが、専門的な業務、委託するメリットや明確な理由がある業務については承諾を得た上で再委託しても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	23	Ⅲ	第1	10	(5)			施設の開庁時間等への配慮	新庁舎施設に入居される機関の、開庁日、開庁時間をご教示ください。	閉庁日及び開庁時間は以下のとおりです。 閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3 開庁時間：8:30～17:15
51	23	Ⅲ	第1	10	(7)			苦情への対応	本事業において実施する業務とは関係のない苦情又は要望に関しては、県への報告のみを対応すればよい。との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	27	Ⅲ	第3	3				要求水準 発電設備	建築設備の保守管理業務について、発電設備(太陽光発電設備等)の業務内容に記載の「識別が必要な機器については、常に識別可能な状態を維持する」にある「識別」とはどのような状態を指し、識別可能な状態とはどのような状態をいうのでしょうか。	「識別が必要な機器については、常に識別可能な状態を維持する。」については削除します。
53	27	Ⅲ	第3	3				要求水準 通信設備	土木事務所の屋上に設置されているアンテナ等の特殊機械の保守管理も事業者が行うのでしょうか。	防災無線のアンテナは、県で保守管理を行います。その他のアンテナは事業者が保守管理を行うものとします。ただし、防災無線のアンテナを設置するための鉄塔の保守管理は、事業者が行うものとします。
54	27	Ⅲ	第3	3				要求水準 通信設備	通信設備(電話、テレビ共聴・・・)の業務内容に記載の「バックアップが必要なもの」とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。また、バックアップとは具体的にどのような状態を意味しているのでしょうか。	「バックアップが必要なものは、適切な処置がなされているようにする。」については削除します。
55	27	Ⅲ	第3	3				要求水準 ガス設備	ガス設備に関して、ガス設備の整備は必須という理解でよろしいでしょうか。	ガス設備の整備は、提案に任せます。ただし、ガス設備を設置した場合は、当設備の維持管理業務は実施してください。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
56	27	Ⅲ	第3	3				要求水準 昇降機設備	「原則としてフルメンテナンス契約とする。」と定められてますが、例外事例についてご教示ください。	フルメンテナンスを前提としてご提案ください。
57	29	Ⅲ	第5	2				業務内容	所定の緑化率、算出方法について、ご提示ください。	別府市景観条例をご確認ください。
58	30	Ⅲ	第6	2	(3)			廃棄物処理	事業者で行うのは、分別、収集・集積となり、ゴミ処理場までの運搬・処分は行わないという理解でよろしいでしょうか。	ゴミ処理場までの運搬・処分も事業者の業務内容とします。入札公告には業務として追加したものを公表します。
59	30	Ⅲ	第6	2	(3)			廃棄物処理	事業者で行う「収集」について確認です。職員個人のごみ箱の収集は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	職員個人のごみ箱は、各フロアに設けるごみ置き場までは、職員が各自で持っていくため、事業の対象外となります。
60	30	Ⅲ	第6	3	(1)			日常清掃 要求水準	日常清掃の実施回数及び作業時間は事業者提案で良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	30	Ⅲ	第6	3	(1)			日常清掃 要求水準	犬猫抑留所に関して、本施設は既存施設であり、解体を行うと理解していますが、犬猫抑留所は保健所内等に改めて整備し且つ清掃業務の対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、犬猫抑留所の設置位置は事業者提案でしょうか、それとも予め指定された設置場所があるのでしょうか。	前段については、犬猫抑留所は、庁舎の敷地内に改めて整備する必要があります。清掃は業務の対象外です。後段については、事業者の提案に任せます。
62	30	Ⅲ	第6	3	(1)			日常清掃	清掃範囲は、新庁舎施設への入居機関の執務室も含まれるのでしょうか。含まれる場合、入居機関によって、清掃時間帯の指定等があればご教示ください。	含まれます。時間帯等の指定はありません。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
63	30	Ⅲ	第6	3	(1)			日常清掃	ゴミ箱については、執務室内の個別のゴミ箱は職員にて集めて各階の中間ゴミ置場まで運搬、各階の中間ゴミ置場から建物のゴミ置場までを清掃員にて実施という整理でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	32	Ⅲ	第6	3	(3)			廃棄物処理	保健所にて発生する廃棄物等の収集・処理は本業務に含まれないと記載ありますが、保健所にて実施する業務において、他に本業務に含まれない業務があればご教示ください。	ご理解のとおりです。
65	33	Ⅲ	第8	3	(1)			業務の実施方針	開庁日・開庁時間の警備方法について、常駐警備、巡回警備、機械警備等、事業者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	33	Ⅲ	第8	3	(1)			業務の実施方針	郵便物、新聞等の受取りおよび仕分け作業は業務対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	33	Ⅲ	第8	3	(1)			業務の実施方針	各課ごとの開庁時間及び閉庁時間、施設休館日についてご教示ください。	No.50の回答をご参照ください。
68	33	Ⅲ	第8	3	(2)			警備方法	巡回警備を実施することとありますが、実施を要求されている業務回数と同等の業務をこれまで実施してきたとの理解でよろしいでしょうか。その場合、管理費用算出の参考資料として、現在の巡回業務の警備時間及び人員配置、委託金額をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、警備時間は要求水準書のとおりです。人員配置及び委託金額は、公表できません。
69	34	Ⅲ	第8	3	(4)			機械警備	防犯カメラを設置するとありますが、カメラの設置台数や録画期間については、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	36	Ⅲ	第10					新庁舎施設への引越業務	引越し業務を実施する企業に関しては、参加表明時の入札参加者の業務別参加資格要件等に関する記載がないことから、企業名を特定・表明する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
71	36	Ⅲ	第10	2				業務内容	既存施設からの引っ越しについて、既存什器・新規什器の目安及び貴市にて現在想定している日数をご教示いただけますでしょうか。また、引越期間においても、必ず開庁日であれば開庁するという理解でよろしいでしょうか。(臨時閉庁はしない)	前段については、参考資料として、既存備品一覧を入札公告とあわせて公表します。日数はご提案によるものとします(実際には、事業の開始後各所属と別途協議が必要です)。後段については、ご理解のとおりです。臨時閉庁等は考えていません。開庁日や開庁時間に引越を行うことで、業務に支障がないよう提案をお願いします。
72	36	Ⅲ	第10	3	(1)			時期等	新庁舎施設への引っ越し時期は県が指定する期日までに完了することとありますが、具体的な指定日は募集要項公表時に明示されるとの理解でよろしいでしょうか。現時点で想定されている期日等ありましたらご教示ください。	令和8年3月31日までに新庁舎を引渡し、引渡し直後に引越しができるよう、事業の開始後に県と別途協議して決めることとします。引越しの期日は特に設けていません。
73	36	Ⅲ	第10	3	(1)			時期等	施設の引き渡しを前倒した場合、引越し時期も前倒し可能でしょうか。現時点で県のお考えがあればご教示ください。	前倒し可能です。
74	36	Ⅲ	第10	3	(2)			業務の実施	移転予定の既存家具・什器、備品、文書等は入札公告にて公表すると記載ありますが、設計業務「カ 既存家具・什器備品調査」(要求水準書13頁)においては、既存家具・什器備品について事業者が調査を行うと記載あります。移転する既存家具・什器備品等は入札公告にて公表された資料に記載の物のみであるとの理解でよろしいでしょうか。	公表した資料は、参考とし、実際に移転する既存家具・什器備品等は、事業者が調査を行い実施してください。
75	36	Ⅲ	第10	3	(2)			業務の実施	特殊な備品等には機械も含まれるのでしょうか。また、その移転・搬入費用は事業者負担でしょうか。	特殊な備品等は、例えば保健所で利用している検査機器等の精密機械設備を想定しています。検査機器等で、機器メーカーが移設する必要があるものがあれば、原則県が別途発注し、それに係る移転・搬入費用は、県が負担します。ただし、移転・搬入時期は、建設・解体の工期に関係するため、機器メーカーと調整するよう協力を求めます。
76	36	Ⅲ	第10	3	(2)			業務の実施	アンテナは移設・新設、どちらを想定していますか。	原則、新設を想定しています。ただし、防災無線用アンテナは移設を想定しています。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
77	37	IV	第2					余剰地活用事業の要求水準	提案する民間収益施設の駐車場は、庁舎施設の駐車場等を併用することを前提に計画することは可能でしょうか。	併用は認めません。
78	37	IV	第2					余剰地活用事業の要求水準	独立採算施設の定期借地時期を現在の想定より早める提案は可能でしょうか。	可能です。
79	37	IV	第2					余剰地活用事業の要求水準	民間収益施設の配置次第では、庁舎利用者も民間収益施設利用者も通る共用道路が発生する可能性があります、その場合、貸付料は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	37	IV	第2					余剰地活用事業の要求水準	民間収益施設の利用者が利用する駐車場の台数は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、提案される民間収益施設の運営に必要な台数が十分に確保されていることが条件となります。
81	37	IV	第2	2	(1)			民間収益施設整備用地に関する条件	民間収益施設は庁舎施設と合築することは不可という認識でよろしいでしょうか。	庁舎機能の中にプライバシー配慮等が必要な所属があるため、民間収益事業との建物合築は考えていません。
82	37	IV	第2	2	(2)			民間収益施設整備用地の取り扱い	・民間収益事業を将来的にヘルスケアファンド等に移管する場合、定期借地権および建物所有権の譲渡は可能でしょうか？（事業方式は未定ですが、譲渡を予め許可いただければ幸いです。）	譲渡先が不明である状況において譲渡をあらかじめ許可することは困難であり、借地権の譲渡等は県の事前の承諾を得た場合に限り可能となります。なお、譲渡が想定されている場合には事前にその具体的内容を提案書においてご提案ください。
83	37	IV	第2	2	(2)			民間収益施設整備用地の取り扱い	賃借権の転々貸借についても、事前に県から書面による承諾を得た場合は可、という理解でよろしいでしょうか。	県の事前の書面による承諾を得た場合は可能ですが、転々貸借が想定されている場合には事前にその具体的内容を提案書においてご提案ください。
84	37	IV	第2	2	(3)			貸付期間	・事業期間の延長、あるいは当初からの拡大設定は可能でしょうか？（居住施設を想定した場合、借地して、建物投資して、20年で改修して、解体することが困難かと思いましたので質問させていただきました）	No.7の回答をご参照ください。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
85	38	IV	第2	2	(4)			貸付料	提案した貸付料は不動産価格上昇等によって変更されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	物価変動等の経済状況、又は近隣同種の土地の賃料との比較等により、貸付料の額が不相当となったときは、事業期間中に、貸付料を改定する場合があります。
86	38	IV	第2	2	(4)			貸付料	庁舎施設と民間収益施設の間の通路に屋根を設けた場合においても、通路部分に貸付料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご提案内容により、県と別途協議が必要です。
87	38	IV	第2	2	(7)			災害時の県への協力	余剰地活用事業の項目に記載されていることから、余剰地活用事業においても、災害時の県への協力は必要であるとの理解でよろしいでしょうか。 その場合の協力とはどのようなことを想定されているのでしょうか。 また、期間はどの程度の期間を想定されているのでしょうか。協力した場合の協力金を想定されている場合、金額も合わせてお示しください。	No.2の回答をご参照ください。
88	38	IV	第2	2	(8)			事業終了時の対応	・貸付期間と連動する質問ですが、居住施設を想定しており、20年で解体・撤去は困難です。期間の延長をお願いしたい。	No.7の回答をご参照ください。なお、社会情勢等を踏まえ、県として今後の利活用を検討するため、事業用定期借地とします。50年以上の期間を設定できる定期借地権(居住施設を含む)については、対象とする予定はありません。
89	38	IV	第2	2	(8)			事業終了時の対応	事業者が設置した建物、設備等は貸付期間満了時まで撤去し、更地で返還するとありますが、民間収益事業者が再度、定期借地権設定契約の締結を希望する場合には、県と民間収益事業者で協議するといった対応は可能という理解でよろしいでしょうか。	更新はありません。